



STOP

待って!



アフリカ豚コレラ、口蹄疫、  
高病原性鳥インフルエンザ

など海外の家畜伝染病の国内への流入を防ぐために、海外旅行後入国時に

**生肉よびハム、ソーセージ、  
ジャーキーなどの関連製品は  
搬入が制限されます**



やむをえず所持する場合、旅行者携帯品申告書にチェックし、  
空港・港湾に駐在する検疫本部に申告してください。

◆海外通販など国際郵便の特送の場合も搬入が制限されます。

**携帯した動物検疫対象物品  
を申告しない場合、**

**最高1,000万ウォンの過料賦課**

※外国人の場合、入国禁止、滞在制限などの不利益を受けることがあります。

◆アフリカ豚コレラ発生国：豚肉および関連製品

・1回(500万ウォン) → 2回(750万ウォン) → **3回(1,000万ウォン)**

◆アフリカ豚コレラ発生国の豚肉以外の製品および其他国家

・1回(100万ウォン) → 2回(300万ウォン) → **3回(500万ウォン)**



## 検査対象 (搬入制限品目)

- 動物：犬、猫、鳥類など
- 食肉および食肉加工品：牛肉、豚肉、鶏肉、鴨肉、ソーセージ、ハム、ジャーキー、缶詰、ゆで肉など
- 動物の生産品：鹿茸、骨、羽毛など
- 乳加工品：牛乳、チーズ、バターなど
- 卵および卵加工品：鶏卵、鳥類卵、卵白、卵粉など
- ペット飼料、おやつ類および栄養剤など



## 畜産関係者の出入国申告のご案内

- 畜産関係者は家畜伝染病の発生国を旅行する場合、必ず出国申告と入国申告をしなければなりません。

**出国申告** スマートフォンモバイルウェブで手軽に([eminwon.qia.go.kr/m](http://eminwon.qia.go.kr/m))

**入国申告** 到着する空港・港湾にある検査本部事務室を訪問



**代表電話 | 出入国申告の問い合わせ 1670-2870**

### 畜産関係者の 範囲

- 動物薬品の製造・販売者および雇用者
- 飼料製造・販売者および雇用者
- 家畜の糞尿を収集・運搬する者
- 原油を収集・運搬する者
- 家畜市場および屠畜場の従事者
- 家畜の所有者などとその同居家族\*
- 家畜の所有者などに雇用されている者とその同居家族
- 獣医師、家畜防疫士、家畜人工授精所の開設者および雇用者

\*住民登録票に登録されている者(事実上、居所を共にする家族を含む)



## 検査関連 ✈ の主要空港・港湾問い合わせ先

仁川空港	+82-32-740-2661 +82-32-740-2021	仁川港	+82-32-722-8237~9
金海空港	+82-51-971-4991	釜山港	+82-51-600-0424
大邱空港	+82-53-984-5096	平沢港	+82-31-684-6397~9
清州空港	+82-43-263-4218	襄陽空港	
金浦空港	+82-2-2664-0601	東海港	+82-33-635-9125
務安空港	+82-62-975-6030	東草港	
済州空港	+82-64-746-0761	群山港	+82-63-460-9430
		済州港	+82-64-728-5350